

インデックス CDS 取引の定義に関する取扱い及び事務の委任に関する取扱いについて

2025年10月6日  
株式会社日本証券クリアリング機構

1. インデックス CDS 取引の定義の取扱いに関する事項（CDS 清算業務に関する業務方法書第2条第1項第1号の9関係）

業務方法書第2条第1項第1号の9に規定する当社が公示により定める者は、S&P Global Market Intelligence とする。

2. 事務の委任に関する事項（CDS 清算業務に関する業務方法書第118条第1項関係）

CDS 清算業務に関する業務方法書第118条第1項に規定する当社が公示により定める者は、S&P Global Market Intelligence とする。

以上